

# MCS税理士法人通信～税制改正特集～ 号外版2号

## 第二回 生命保険料控除の見直しについて

第2回目では所得税と住民税の生命保険料控除の改正についてお伝えします。

※今回の改正は平成24年分以後の所得税、平成25年分以後の住民税について適用されます。

現在の所得税の生命保険料控除の上限は、一般生命保険料控除5万円、個人年金保険料控除5万円の合計10万円でした。今回の税制改正案では、平成24年1月1日以後に締結した保険契約について、一般生命保険料控除4万円、個人年金保険料控除4万円、そして新たに介護医療保険料控除4万円が加わり合計12万円まで控除出来ることとなります。新たに控除することが出来ることとなった介護医療保険料とは、一般的に要介護状態となった時に保険金が支払われる保険契約のことと考えられます。

所得税の生命保険料控除額は下記の計算式で計算した金額となります。

平成23年12月31日までに締結した保険契約

支払保険料等の額	控除額
25,000円以下	全額
25,000円超 50,000円以下	$\times 1/2 + 12,500$ 円
50,000円超 100,000円以下	$\times 1/4 + 25,000$ 円
100,000円超	50,000円

平成24年1月1日以後に締結した保険契約

支払保険料等の額	控除額
20,000円以下	全額
20,000円超 40,000円以下	$\times 1/2 + 10,000$ 円
40,000円超 80,000円以下	$\times 1/4 + 20,000$ 円
80,000円超	40,000円

※平成23年12月31日までに締結した保険契約と平成24年1月1日以後に締結した保険契約の両方がある場合には、それぞれを上記の計算式で計算した金額の合計額(上限が所得税4万円)となります。

改正の注意点)

- ・現在加入されている保険については、平成24年分以後の所得税も現在と同額(一般生命保険料5万円、個人年金保険料5万円)の控除が受けられます。
- ・平成24年1月1日以後に加入された一般生命保険、個人年金保険の控除限度額は4万円となりますので、5万円の控除を受けるためには平成23年12月31日までに契約する必要があります。
- ・平成23年12月31日以前に契約された介護医療保険については、控除を受けられません。

詳細につきましては、所長・職員までお問い合わせ下さい。

### MCS税理士法人 青山事務所・立川事務所

〒107-0062

東京都港区南青山3-13-1 小林ビル4階

電話：03-5786-0340 FAX：03-5786-0341

<http://mcs-sougou.tkenf.com>

mail：bzq22140@tkenf.or.jp

〒190-0023

立川市柴崎町3-11-4 千代田生命立川ビル4階

電話：042-595-7671 FAX：042-528-6949

<http://www.mcs-office.jp>

mail：info@mcs-office.jp